○国土交通省令第七十二号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十九条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十八条第四項の規定に基づき、地方航空局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年九月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

地方航空局組織規則の一部を改正する省令

地方航空局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（総務部に置く課等） **第四十六条**　総務部に、次に掲げる課を置く。 総務課 会計課（成田空港事務所を除く。） 運用調整課（福岡空港事務所及び那覇空港事務所に限る。） 空港振興課（東京空港事務所に限る。） 地域調整課（成田空港事務所に限る。） 環境・地域振興課（東京空港事務所及び福岡空港事務所に限る。） 航空保安防災課（新千歳空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所に限る。） 2　前項に掲げる課のほか、総務部に地域調整官（仙台空港事務所、東京空港事務所及び大阪空港事務所に限る。）一人を置く。 （空港振興課の所掌事務） **第四十九条**　空港振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三　（略） 四　土地の使用に関する事務で空港等の整備による地域の振興に関するものに関すること。 （地域調整官の職務） **第五十三条**　仙台空港事務所の地域調整官は、命を受けて、第四十一条第一項第十三号に掲げる事務のうち仙台空港及びその周辺地域における生活環境の改善を図ることにより仙台空港の円滑な運用を確保するための地方公共団体、地域住民その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。 2　東京空港事務所の地域調整官は、命を受けて、東京国際空港の周辺における航空機の航行により生ずる騒音等による渉外に関する特定事項についての地方公共団体、地域住民その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。 3　大阪空港事務所の地域調整官は、命を受けて、第四十一条第一項第十三号に掲げる事務のうち大阪国際空港及びその周辺地域における生活環境の改善を図ることにより大阪国際空港の円滑な運用を確保するための地方公共団体、地域住民その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。 （常陸太田航空衛星センターに置く課） **第九十四条**　常陸太田航空衛星センターに、総務課を置く。	（総務部に置く課等） **第四十六条**　総務部に、次に掲げる課を置く。 総務課 会計課（成田空港事務所を除く。） 運用調整課（福岡空港事務所及び那覇空港事務所に限る。） 業務課（東京空港事務所に限る。） 地域調整課（成田空港事務所に限る。） 環境・地域振興課（東京空港事務所及び福岡空港事務所に限る。） 航空保安防災課（新千歳空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所に限る。） 2　前項に掲げる課のほか、総務部に地域調整官（東京空港事務所及び大阪空港事務所に限る。）一人を置く。 （業務課の所掌事務） **第四十九条**　業務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三　（略） （新設） （地域調整官の職務） **第五十三条**　東京空港事務所の地域調整官は、命を受けて、東京国際空港の周辺における航空機の航行により生ずる騒音等による渉外に関する特定事項についての地方公共団体、地域住民その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。 2　大阪空港事務所の地域調整官は、命を受けて、第四十一条第一項第十三号に掲げる事務のうち大阪国際空港及びその周辺地域における生活環境の改善を図ることにより大阪国際空港の円滑な運用を確保するための地方公共団体、地域住民その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。 （航空衛星センターに置く課） **第九十四条**　航空衛星センターに、総務課を置く。

附　則

この省令は、平成三十年十月一日から施行する。